

解の見通しがついたらしいが(六月二二日の裁判長の発表、同日朝日夕刊)、結局成立せず、七月二四日になされた決定では、被申請人側の主張を容れて仮処分申請が却下され(全文は商事法務研究三二二号五二頁)、八月三日に抗告がなされて現在に至っている。

この間において四月ごろ、朝日出身者を中心とする各党有志議員の間で、日刊紙特例法(昭和二十六年法二二号)の改正が企てられたことが注目される。その内容は、(一)大株主の議決権を発行済株式数の五割に制限する、(二)これに反対の株主には会社に対する株式買取請求権を認める、(三)これらの改正は四百万部以上を発行する新聞社にのみ適用する、というものであった。つまり朝日だけに適用しようというわけだが、新聞協会では新聞界全体の意向を無視している点で手続的にも容認できないし、内容的にも財産権の制限でありひいては新聞経営の独立を害すると主張して反対決議をした(四月一七日朝日新聞)。紛争がおきてからルールを作ろうという、いわば泥縄的なやり方ではとうてい解決できる問題ではなく、結局この案がうやむやになってしまったのは当然だろう。しかし、この事件は、新聞のようにとくに公共性が強く社会的に強い力をもつにも拘らず、比較的少ない資本で行なう企業については、一方において編集・論説の自由を、社外か

らの圧力からだけでなく資本の側の圧力からも守るとともに、反面財産権としての株式の価値を保障するような、何か制度的な工夫がなされる必要があることを示唆しているといえよう。

(竹内昭夫)

保険審議会の動向  
——とくに地震保険問題を  
を中心として——

一昨年は「生命保険計理」と「生命保険の募集」に関する二つの答申を、昨年には、「非免許の外国保険事業者に対する付保の規制」と「新備保険等新しい構想の保険」という二つの答申をまとめた保険審議会は、今年もかなり活潑に活動した。第一は、相互会社たる保険会社の計算規定と株式会社たる保険会社の計算規定との調整のための「商法改正にともなう保険業法の一部改正に関する答申」を一月に行ない、その趣旨の法律改正が実現した。第二は、契約部会が昨年九月以来損害保険募集の問題点として募集機構をいかに改善し合理化するかについて検討を進めてきたことに関連して、代理店制度の抜本的改革が行なわれたことである。

第三に、今年の保険界の最大の問題として、六月一六日の新潟地震以来、地震

保険の問題が大きくクローズ・アップされ、保険審議会もこの難問に真剣に取り組んでいることである。以下、右の三点を中心として、保険審議会の今年の動向を振り返ってみることにしたいと思う。

第一の問題は、審議会の部会としては計理部会の仕事であり、一昨年の商法(株式会社)の計算規定の改正に際し、相互会社たる保険会社については、従前どおり改正前商法の資産評価の規定が適用されることになったため、株式会社たる保険会社と相互会社たる保険会社が異なった資産評価規定の適用を受けることになったことから、この点を調整し、とくに保険業法に商法の特則を設けて資産の評価につき、評価益計上(含み益を顕現する方法として)の途を開いておく必要があるとしたものである。

そして右答申の内容は、第四六国会で「保険業法の一部を改正する法律」(昭和三九・六・二七法一一七)となつて実現した(改正商法の計算規定が保険会社に適用されるのが昭和四〇年三月決算からである)ので公布の日から施行をみ、なお、七月六日には、改正法にもとづく大蔵省令も制定施行された。すなわち、(1)改正商法の流動資産、固定資産、金銭債権、社債等、株式その他の出資、のれんの評価規定を相互会社たる保険会社についても準用することにし、それに関連して不要となる規定(保険業法六六条ノ

二・六七条三項)を削除し、(2)改正商法の引当金の計上に関する規定(商二八七条ノ二)を相互保険についても準用することにし(法六七条一項に追加)、(3)取引所の相場のある株式について、株式会社と相互会社とに共通する規定を設け、商法の評価規定(商二八五条ノ六)にかかわらず、時価までの評価益を計上することができると、ただ、その場合には主務大臣の認可を受け、かつ評価換により計上した利益は命令で定める「保険契約者のための準備金」として積立てることを要するものとし(法八四条の改正)、

かつ、(4)右の評価益は法八六条準備金に積立てるべき差益および同準備金から取り崩すことのできる場合の差損を計算する場合の利益からは除くこととし(法八四条二項)、なお、(5)右の評価益を命令で定める保険契約者のための準備金に積立てなかつた場合の罰則規定を設けた(法一五二条に追加)。前記の答申したがってまた右改正法の趣旨とするところは、

要するに、相互会社である株式会社であるのを問わず、保険会社はその相互扶助的特質に照らし健全経営を維持するに必要と認められる以上の資産の含みを温存することは適当でなく、過度の含みは、適当な方法で保険契約者に還元する必要があるというにある(なお、計理部会は引き続き損害保険の計理に関する問題点を審議し、とりまとめの段階にあ

ることを付言する)。

第二の損害保険募集の問題点として、募集機構の改善・合理化の問題については、契約者保護の充実と損害保険事業全体としての経費の合理化の見地から、代理店の資質の向上と代理店の経済的基盤の強化をはかるため、統一的な講習制度の導入とこれに関連をもった代理店の格付け制度の確立、手数料率の引き上げ等を行なう必要があることを指摘し、また、中立的な苦情処理機関の設置の問題や約款の内容を平易に契約者に徹底させる方法等についての審議も終えて、全体についての答申案のとりまとめの段階にある。そして、前者についてはその中間的報告も行なわれたが、最終答申を待つことなく、実際には、すでに代理店制度の抜本的な改革が行なわれ(六月から発足)、一〇月からは講習会も開始され、明四〇年一月からは新しい代理店の格付けへの順次の切りかえを行ない、明後四一年四月には完全に新制度に移行する段取りになっている。

第三の地震保険の問題は、推定される被害額総計三千億といわれる新潟地震災害を契機として、その創設に対する社会的な要望が高まったとされるものである。すなわち、新潟地震当時前記保険業法の一部改正を審議中であつた衆議院大蔵委員会は同法律案に対する付帯決議として「わが国のような地震国において、

地震に伴う火災損害について保険金支払

ができないのは保険制度上問題である。差し当り今回の地震災害に対しては損保会社よりなんらかの措置を講ぜしめるよう指導を行ない、さらに既に実施している原子力保険の制度も勘案し、速かに地震保険等の制度の確立を根本的に検討し、天災国ともいふべきわが国の損害保険制度の一層の整備充実をはかるべきである」とし、六月一九日には、池田首相が衆議院本会議における答弁で災害保険の創設に言及するところがあつた。新潟の震災に対しては、損害保険協会において、災害援助法の適用地域について保険料の徴収猶予、全壊半壊物件の未經過保険料の払戻し、総額二億円の義援金の拠出(これについては、前記大蔵委員会の付帯決議に結びつくものとすれば、おかしな措置であるとの批判が強い)という措置をとつたが、やがて、七月一六日大蔵大臣は保険審議会に対して「わが国が世界有数の地震国であるにもかかわらず、現在損害保険制度上その危険がほとんど担保されていない現状である。この際制度の再検討を行ない、不時の地震災害に際して国民の生活安定に資する制度をすみやかに確立する必要があると考えられるが、その具体的方策如何」と諮問し、地震保険の問題の検討は、現在、保険審議会の取り組んでいる最大の課題として、その結論がどうであるかが注目され

ている。

地震保険の問題は、大正一二年の関東大震災(その推定損害額は現在の貨幣価値に換算して約一兆円といわれる)があつたあと、損害保険業界でかなり突っ込んだ研究もなされ、国営地震保険の制度も検討されたりしたが、普遍的な地震保険の制度は世界に例もなかつたことであり、結局は実現をみないままに終わった。そして、第二次大戦末期に一時火災保険に自働付帯の形式で行なわれたことがあるのは、現在、企業保険の分野である程度地震危険担保の火災保険が行なわれているにすぎない。しかし、新潟地震に先立ち、すでに一昨年一月に、保険審議会でも、その機構部会で、損害保険学界的国際競争力強化のための体質改善策を問題とした際に、担保範囲の拡張という点に関連して、風水害保険・地震保険等の引き受けについてその可能性を真剣に検討しなければならぬということが示唆され、それに呼応して、損害保険協会内に特別委員会が設けられ、再び地震保険の突っ込んだ研究が行なわれるようになり、新潟地震の起きた時期には、その基礎的研究がおおむね終了していった段階でもあつたので、ここに、いづれかといえば民営を基礎として、それにならぬかの援助を行なうという形の普遍的な(とくに、住宅物件を対象とするという意味で)地震保険をいかにし

て制度化するかという志向のもとにおける検討に真剣に取り組むことになつたわけである。

保険審議会では地震保険の問題の検討をその機構部会に委ね、同部会は、さらに、とくに地震保険のための小委員会を設け、その小委員会がすでに数回にわたる審議を行なつてきているが、研究を進めれば進めるほど、地震保険というものには、その普遍的な制度としての実現がいかに困難であるかが明らかになってくるといった感じを与える面がたしかにあり、前向きな姿勢で検討を続けながらも、まだ、一部新聞で報道されているようには、制度の骨格すらはつきり固まつたとはいえない段階であるといつてよからう。損害保険会社等民間の負担能力におのづから限界もあり(ロンドンの再保険市場で地震保険は再保険の引受をしてもらえない)、国の財政力にも限度があるといふことになる、関東大震災のような超異常災害があつた場合には支払保険金を頭打ちするという必要が生じようし、保険料負担の限界を考えると保険金の支払割合の通減ということも問題とならざるをえないが、それもあまり低くなりすぎると、そもそもそうした地震保険を創設する意味は薄くなるのではないかと、さらには、地震保険という「羊頭を掲げて狗肉を売る」ことになるという批判を受けることにもなる。また、い

つおきるか分らないような地震危険にど  
れだけ契約がとれるのかという点で果た  
して任意独立の地震保険は成り立つもの  
なのかどうか、火災保険全部なり、総合  
保険なりに自働付帯とするのが適当かと  
うか（この引受方式だと保険料を幾分  
も低くすることができる）、あるいは自  
働付帯と任意付保の組み合わせがよいの  
か（うまい組み合わせができれば、それが一  
番良いといえようが）、いずれにしても、  
こういったことは、すべて保険料率の問  
題に結びついてくるが、その料率につい  
ても、危険度で差をつけるべきか（東京  
などの大都市とそうでない地域とで）、  
それとも一律にすべきか（これは支払保  
険金の頭打ちや通減の方式を当然の前提  
とする）と保険契約者平等の原則という考  
え方と関連してなかなかむずかしい）な  
ど問題はあり、さらには、対象物件の限  
定（住宅・家財に限るかどうかの問題）  
や保険事故の原因・担保危険の範囲（火  
災危険のみ担保することにするのか、損  
壊・埋没・流失等も担保することにする  
のか。後者とすれば、損害査定が非常に  
むずかしくなる。また、全損のみ担保  
か分損も担保するかも問題になる）につ  
いても、いろいろの考え方ができよう。

るかに大きいといってもよい。しかし、  
地震保険の制度の創設ということについ  
て社会的の要望が高いということであれ  
ば、現在において、この問題に対処する  
態度としては、まず最初に、地震保険の  
問題は第一次的に国の仕事であって、民  
間の保険会社の立場はそのような国の仕  
事になんらかの形で協力することが必要  
だが、それ以上のものではないと考える  
か、あるいは、それを裏返しにした恰好  
で、地震保険は、民間の保険会社ができ  
る限りの努力を果たすことをもちろん前  
提にしながらも、また、広い意味で国の  
財政援助が不可欠であるという条件のも  
とにはあるが、基本的には、民間が今  
できる範囲での地震保険をとにかくこの  
際に制度として実現し、損保会社の蓄積  
の漸増とともに、将来における完全な民  
営地震保険を目指して、漸次的に地震保  
険制度の拡大を図るのがよいと考えるか  
という二つの考え方がありうること、そ  
して、そのどちらに比重をおくかによっ  
て、地震保険の構想は大きく左右される  
ということをはっきり自覚することが必要  
であろう。そして、最後には、そのよ  
うな自覚の上に立った関係者のある種の  
決断——英断といった方がよいかも知れ  
ぬ——が要請されざるをえない問題なの  
ではなからうか。ともあれ、非常にむずか  
しい問題であるだけに、無理からぬこと  
ながら、地震保険の問題は審議会の結論

待ちということでも年を越そうである。

(鴻 常夫)

### おもな 商法関係判例

例年どおり、この一年間の商法関係判  
例を回顧してみよう（ただし、朝日新聞  
社の仮処分事件は別項目に譲って、ここ  
には取り上げていない）。昨年もそうだ  
ったが、今年もいろいろの意味で、相当  
重要な判例が沢山に出たといえる。この  
ような傾向は、商法学の発達にとっても  
大いに有益であるが、同時に実務の合理  
的發展にとつて、実務界自身の努力はも  
ちろん、立法・判例・学説の協力とい  
うことの必要も大きいことを改めて痛感さ  
せられる次第である。

一昨年末以来二年間証券界・株式実務  
界をもっとも騒がし、この点をめぐっ  
て、現在商法の改正（商法改正の項を参  
照）の検討が続けられている買取引受の  
問題について、関係者の注視を集めてい  
た控訴審判決が東京・大阪で相次いで出  
た。東京高裁三九・五・六（判例時報三  
七三号）、大阪高裁三九・六・一一（商  
事法務研究三一八号）の二つの判決がそ  
れであり、これらは、それぞれ大成建設  
・汽車製造・久保田鉄工に対する判決だ

が、いずれも控訴棄却の結論である。そ  
の理由づけも前の二つは同じ裁判官が同  
じ日に同じ性質の事件についてした判決  
として、当然ほとんど全く同じ理由であ  
り、最後のものも大同小異である。要す  
るに、買取引受において、証券業者は約  
定数までの新株の割当、発行を求めら  
ることができるものと認められなければなら  
ないから、買取引受契約により発行会社  
においてかかる拘束を受けるものとすれ  
ば、証券業者は結局他の者に優先して新  
株を引き受ける権利を有するものとい  
べく、商法二八〇条ノ二第二項の場合に  
該当するとし、なお、同条は第三者に優  
先的に新株の引受権を認める場合は、当  
然には新株引受権を有しない従前の株主  
の利益を侵害する結果を生ずるのでこれ  
を保障することを目的とするものだけ  
ら、引受価額が公正であるか否かによっ  
て、ただちに同条の適用がないものとす  
ることはできず、以上の意味で、商法二  
八〇条ノ二第二項の手續を履踐すること  
なき証券業者に対する買取引受契約によ  
る新株引受権の付与は違法であると積極  
的に判示した上で、ただ、すでに新株が  
発行されてしまったならば、その新株発  
行自体は無効とはならないというにあ  
る。かくてこれら三つの控訴審判決の論  
理は、買取引受に関する最初の判決であ  
る横浜地裁判決とはほとんど全く同じであ  
るが、ただ、これらの判決が、この場合